

現 行	修 正（令和 7 年 5 月）	備考
第 1 章 総則 第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 42 条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、北斗市（以下「市」という。）の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 （略） 第 3 節 計画推進に当たっての基本となる事項 （略） 5 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 （新設）	第 1 章 総則 第 1 節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 42 条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、北斗市（以下「市」という。）の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民をは<u>はじめ観光客や外国人等、市に滞在するあらゆる人々</u>の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。 （略） 第 3 節 計画推進に当たっての基本となる事項 （略） 5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <u>6 東日本大震災や令和 6 年能登半島地震など、これまでにわが国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本市の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなくてはならない。</u> <u>7 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</u>	道計画と整合 保護する対象 者に滞在者も 含むことを明 示 道計画と整合 新型コロナの 5 類感染症へ の移行を踏ま えた修正 教訓や地域特 性を加味し修 正 新技術活用の 観点を導入

現 行	修 正（令和7年5月）	備考								
第4節 計画の基本方針 （略） 第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 （略） 4 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>北海道総合通信局</td><td><u>（1）災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練・運用・管理を行うこと。</u> <u>（2）北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u></td></tr></table>	機関名	事務又は業務	北海道総合通信局	<u>（1）災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練・運用・管理を行うこと。</u> <u>（2）北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u>	第4節 計画の基本方針 （略） 第2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 （略） 4 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務</th></tr><tr><td>北海道総合通信局</td><td><u>（1）非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> <u>（2）災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> <u>（3）災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> <u>（4）非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> <u>（5）電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u></td></tr></table>	機関名	事務又は業務	北海道総合通信局	<u>（1）非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> <u>（2）災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> <u>（3）災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> <u>（4）非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> <u>（5）電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>	道計画と整合 所掌事務の修正
機関名	事務又は業務									
北海道総合通信局	<u>（1）災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練・運用・管理を行うこと。</u> <u>（2）北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u>									
機関名	事務又は業務									
北海道総合通信局	<u>（1）非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> <u>（2）災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による災害対応支援に関すること。</u> <u>（3）災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> <u>（4）非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。</u> <u>（5）電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>									
（略）	（略）									

現 行		修 正（令和7年5月）		備考
6 指定公共機関	機関名	事務又は業務		道計画と整合 所掌事務の修 正
	東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店	<u>（１）非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u>		
	株式会社NTTドコモ 北海道支社函館支店	<u>（１）非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u>		
	KDDI株式会社	<u>（１）非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u>		
	ソフトバンク株式会社	<u>（１）非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u>		
(新設)				
(略)				
8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者				
機関名		事務又は業務		新函館農業協 同組合の機構 改革のため
新函館農業協同組合 大野基幹支店 上磯支店 七重浜支店 東前事業所 上磯郡漁業協同組合 上磯支所 はまなす支所 はこだて広域森林組合		(１) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (２) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (３) 保険金や共済金支払いの手続きを行うこと。		
(略)				

現 行	修 正（令和7年5月）	備考
第9節 北海道における想定地震津波（市関係のみ抜粋） 第1 基本的な考え方 北海道は、「平成5年（1993年）の北海道南西沖地震」や「平成15年（2003年）十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。 （新設） このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。 （略） 第2章 災害予防計画 （略） 第2節 地震に強いまちづくり推進計画 （略） 第11 津波に強いまちづくり 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 2 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような高台等の指定緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。 （新設） <u>3</u> 市は、市防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。 <u>4</u> 市は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。	第9節 北海道における想定地震津波（市関係のみ抜粋） 第1 基本的な考え方 北海道は、「平成5年（1993年）の北海道南西沖地震」や「平成15年（2003年）十勝沖地震」をはじめ、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。 <u>また、流水接岸時期に津波が発生した場合、沿岸に流水とともに津波が押し寄せることがあり、昭和27年（1952年）3月に発生した十勝沖地震では、浜中村霧多布地区（当時）において、流水とともに押し寄せた津波により家屋が破壊されるなど、甚大な被害が発生した。</u> このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。 （略） 第2章 災害予防計画 （略） 第2節 地震に強いまちづくり推進計画 （略） 第11 津波に強いまちづくり 1 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 2 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような高台等の指定緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。 <u>3 市は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備する。</u> <u>やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期化的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</u> <u>4</u> 市は、市防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。 <u>5</u> 市は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。	道計画と整合 流水接岸時期の津波による被害を追記 道計画と整合 防災基本計画との整合のため修正

現 行	修 正（令和7年5月）	備考
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 市は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。 防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。 （略） 第3 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。 （略） 第8節 避難体制整備計画 本節については、本編第4章第6節「避難体制整備計画」を準用するほか、次のとおりである。 第1 避難誘導体制の構築 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な地域から一刻も早く高台・津波避難ビル等<u>の指定緊急避難場所</u>へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いに入るときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市からの「避難指示」の発表を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所等に移動するよう、市は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 第2 市における避難計画の策定等 市は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。 市は、道が示す津波避難計画策定指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地区計画）や地域防災計画津波対策編等<u>の策定に取</u> <u>り組む</u>とともに、主に自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 （略）	第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 市は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。 防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、<u>女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女協働参画に努め</u>る。 また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。 （略） 第3 普及・啓発の時期 防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、<u>火山防災の日</u>、及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。 （略） 第8節 避難体制整備計画 本節については、本編第4章第6節「避難体制整備計画」を準用するほか、次のとおりである。 第1 避難誘導体制の構築 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な地域から一刻も早く高台<u>等の指定緊急避難場所</u>や津波避難ビル等へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いに入るときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市からの「避難指示」の発表を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所等に移動するよう、市は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 第2 市における避難計画の策定等 市は、住民、特に避難行動要支援者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。 市は、道が示す津波避難計画策定指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて津波避難計画（全体計画・地区計画）や地域防災計画津波対策編等<u>を策定すると</u>ともに、主に自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。 （略）	道計画と整合 男女共同参画 の観点を明記 道計画と整合 火山防災の日 設定に伴う修 正 現状の指定緊急避難場所、津波避難ビルの定義等を踏まえた文言の適正化 津波避難計画作成済み を踏まえた文言の適正化

現 行	修 正（令和 7 年 5 月）	備考																
第 3 章 災害応急対策計画 （略） 第 1 節 応急活動体制 （略） 第 3 職員動員 （略） 2 配備基準等 配備基準及び対策班は、次のとおりとする。 <table><tr><th>配備基準</th><th>配備時期</th><th>配備体制</th><th>担当対策班</th></tr><tr><td>第 1 非常配備 （注意配備体制）</td><td>1 市内域で、震度 3 の地震が観測されたとき。</td><td>情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制</td><td>全対策班 （各班 2 名以上）</td></tr></table> （略） 第 2 節 地震、津波情報の伝達計画 地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。 第 1 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等 気象庁は、最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。 （略） 第 2 津波警報等の種類及び内容 1 津波警報等の種類 （1）大津波警報（特別警報）及び津波警報 該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。 （2）津波注意報 該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。 （3）津波予報 津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。	配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班	第 1 非常配備 （注意配備体制）	1 市内域で、震度 3 の地震が観測されたとき。	情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制	全対策班 （各班 2 名以上）	第 3 章 災害応急対策計画 （略） 第 1 節 応急活動体制 （略） 第 3 職員動員 （略） 2 配備基準等 配備基準及び対策班は、次のとおりとする。 <table><tr><th>配備基準</th><th>配備時期</th><th>配備体制</th><th>担当対策班</th></tr><tr><td>第 1 非常配備 （注意配備体制）</td><td>1 市内域で、震度 3 の地震が観測されたとき。 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき</td><td>情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制</td><td>全対策班 （各班 2 名以上）</td></tr></table> （略） 第 2 節 地震、津波情報の伝達計画 地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。 第 1 緊急地震速報 1 緊急地震速報の発表等 最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上を予想した地域が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）が発表される。 （略） 第 2 津波警報等の種類及び内容 1 津波警報等の種類 （1）大津波警報（特別警報）及び津波警報 該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。 （2）津波注意報 該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。 （3）津波予報 津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。	配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班	第 1 非常配備 （注意配備体制）	1 市内域で、震度 3 の地震が観測されたとき。 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき	情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制	全対策班 （各班 2 名以上）	後発地震注意 情報発表時の 体制を明記 道計画と整合 文言の適正化
配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班															
第 1 非常配備 （注意配備体制）	1 市内域で、震度 3 の地震が観測されたとき。	情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制	全対策班 （各班 2 名以上）															
配備基準	配備時期	配備体制	担当対策班															
第 1 非常配備 （注意配備体制）	1 市内域で、震度 3 の地震が観測されたとき。 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき	情報の収集・連絡・調整及び災害が発生した場合に速やかに対処するための所要の人員をもってあたり、状況により次の配備体制へ移行できる体制	全対策班 （各班 2 名以上）															

現 行	修 正（令和7年5月）	備考																																																
2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 <u>気象庁は</u>、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表<u>する</u>。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表<u>する</u>。ただし、地震の規模マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等<u>を</u>発表<u>する</u>。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表<u>した</u>場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表<u>する</u>。 (1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 <table><tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表（津波の高さの予想の区分）</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報（特別警報）</td><td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合</td><td>10m超 (10m<予想高さ)</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>10m (5 m<予想高さ≤10m)</td></tr><tr><td>5 m (3 m<予想高さ≤5 m)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合</td><td>3 m (1 m<予想高さ≤3 m)</td><td>高い</td><td>(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合</td><td>1 m (0. 2m≤予想高さ≤1 m)</td><td>(表記しない)</td><td>海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</td></tr></table> (略)	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動	数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5 m<予想高さ≤10m)	5 m (3 m<予想高さ≤5 m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1 m (0. 2m≤予想高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表<u>される</u>。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表<u>される</u>。ただし、地震の規模マグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等<u>が</u>発表<u>される</u>。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表<u>された</u>場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表<u>される</u>。 (1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 <table><tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表（津波の高さの予想の区分）</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報（特別警報）</td><td rowspan="3">予想される津波の <u>最大波の</u> 高さが高いところで3 mを超える場合</td><td>10m超 (10m<予想高さ)</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">(巨大) <u>巨大な津波が襲い</u>、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>10m (5 m<予想高さ≤10m)</td></tr><tr><td>5 m (3 m<予想高さ≤5 m)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波の <u>最大波の</u> 高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合</td><td>3 m (1 m<予想高さ≤3 m)</td><td>高い</td><td>(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される津波の <u>最大波の</u> 高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合</td><td>1 m (0. 2m≤予想高さ≤1 m)</td><td>(表記しない)</td><td>海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。</td></tr></table> (略)	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動	数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	大津波警報（特別警報）	予想される津波の <u>最大波の</u> 高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) <u>巨大な津波が襲い</u> 、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5 m<予想高さ≤10m)	5 m (3 m<予想高さ≤5 m)	津波警報	予想される津波の <u>最大波の</u> 高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の <u>最大波の</u> 高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1 m (0. 2m≤予想高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	道計画と整合 文言の適正化 道計画と整合 気象庁公表内容との整合のため修正
津波警報等の種類			発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動																																												
	数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表																																																
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																														
		10m (5 m<予想高さ≤10m)																																																
		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)																																																
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																														
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1 m (0. 2m≤予想高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。																																														
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動																																														
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表																																															
大津波警報（特別警報）	予想される津波の <u>最大波の</u> 高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) <u>巨大な津波が襲い</u> 、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																														
		10m (5 m<予想高さ≤10m)																																																
		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)																																																
津波警報	予想される津波の <u>最大波の</u> 高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																														
津波注意報	予想される津波の <u>最大波の</u> 高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1 m (0. 2m≤予想高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。																																														

現 行	修 正（令和7年5月）	備考
第4 津波警報等の伝達 (略) 第3節 災害情報等の収集・伝達計画 (略) 第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 (略) 2 市及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該地域との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。 (略)	第4 津波警報等の伝達 (略) 第3節 災害情報等の収集・伝達計画 (略) 第1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備 (略) 2 市及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と当該地域との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。 (略)	道計画と整合 現状の運用を 踏まえた修正 海上保安庁の 伝達系統変更 に伴う修正 (令和3年 3月～) 道計画と整合 防災基本計画 との整合及び 能登半島地震 等の教訓を踏 まえた修正

現 行	修 正（令和7年5月）	備考
4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。 また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。 （略） 第12節 <u>ヘリコプター等</u>活用計画 本節については、本編第5章第8節「<u>ヘリコプター等</u>活用計画」を準用する。 （略） 地震防災対策推進計画 （略） 第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 （略） 第3節 地域住民の避難行動 （略） 2 避難の確保 （略） （5）避難のための指示 ア 市長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。 また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。 津波来襲が切迫している場合にあつては、必要に応じ最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう指示するものとする。 イ 市は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、市長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。 ウ 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線、防災ラジオ、北海道防災情報システム、緊急速報メール等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。 （略）	4 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織<u>や無人航空機、SAR衛星等の</u>情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。<u>その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラについても積極的に活用するものとする。</u> また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化、<u>非常用電源の確保</u>に努めるものとする。 （略） 第12節 <u>航空機及び無人航空機</u>活用計画 本節については、本編第5章第8節「<u>航空機及び無人航空機</u>活用計画」を準用する。 （略） 地震防災対策推進計画 （略） 第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 （略） 第3節 地域住民の避難行動 （略） 2 避難の確保 （略） （5）避難のための指示 ア 市長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。 また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。 津波来襲が切迫している場合にあつては、必要に応じ最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう指示するものとする。 イ 市は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、市長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。 ウ 避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線、防災ラジオ、北海道防災情報システム、緊急速報メール、<u>赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）</u>等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。 （略）	道計画と整合 防災基本計画との整合及び能登半島地震等の教訓を踏まえた修正 道計画と整合 無人航空機的位置づけ及びそれに伴う活動内容を踏まえ修正 地震・津波防災対策計画編との整合を図り津波フラッグを追記